

1月24日からの車両通行規制について

1月21日、コスタリカ政府は、1月24日から2月15日までの新型コロナウイルスに関する車両通行規制について以下のとおり発表しました。

1 車両通行規制

(1) ナンバープレート末尾番号が下記に該当する車両が通行可能

- ・月曜日・・・1、2以外
- ・火曜日・・・3、4以外
- ・水曜日・・・5、6以外
- ・木曜日・・・7、8以外
- ・金曜日・・・9、0以外
- ・土、日曜日・・・通行規制なし

(2) 平日の規制は、サンホセ中心部（環状線（国道39号線）内および国道100号線、108号線）のみ適用

(3) 通行禁止時間帯（変更あり）

午前0時～午前5時

2 その他各種規制に関する詳細は以下のホームページをご参照ください。

<http://presidencia.go.cr/alertas>

新型コロナウイルスに対する各種規制等に関しまして、大使館でも最新の情報収集および発信に努めておりますが、皆様におかれましても、各関係当局の発表や、報道期間からの客観的情報などをご確認いただけますよう、よろしくお願いたします。

【お問い合わせ先】

在コスタリカ日本国大使館 領事班

Tel : (506) 2232-1255 Fax : (506) 2231-3140

E-mail : japon-consulado@sj.mofa.go.jp

URL : <http://www.cr.emb-japon.go.jp/japones/index-j.htm>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

URL : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>